

介 第 4 2 9 号
令和8年3月30日

和歌山県所管介護サービス事業所・施設管理者 様

和歌山県介護サービス指導課長
(公印省略)

高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束適正化のための措置に係る取組の徹底について（通知）

令和8年3月27日付「令和6年度における県内市町村の高齢者虐待への対応状況等について」（別添1）により、本県における令和6年度の高齢者虐待の状況調査結果について公表しました。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の認定件数、被虐待高齢者数ともに過去最多であり、その要因として、適正な手続きを経ていない身体的拘束を含む身体的虐待が増加したことなどが考えられます。

つきましては、各事業所・施設等におかれましては、高齢者虐待防止措置（委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと）及び身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）が形骸化することのないよう再度点検いただくとともに、各委員会では具体策の検討を行うことや各種研修では全職員が習得できる措置や工夫を講じるなど実効性を確保し、組織的に取り組まれますようお願いいたします。

なお、国においては、「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」（別添2）が発出されていますのでご参照ください。

和歌山県介護サービス指導課

TEL 073-441-2527

令和6年度における県内市町村の高齢者虐待への対応状況等について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」が平成18年4月1日から施行されています。

このたび、高齢者虐待防止法第25条に基づき、本県における令和6年度の高齢者虐待の状況について取りまとめましたので、公表します。

1 養介護施設従事者等による高齢者虐待（高齢者虐待防止法第25条に基づくもの）

相談・通報件数	虐待を受けたと判断された件数	被虐待高齢者数
47件	21件	73人

○『虐待を受けたと判断された件数』の内訳

【種別ごとの被虐待高齢者数】※複数回答

「身体的虐待」が43人、「介護等放棄」が29人、「心理的虐待」が7人でした。

【虐待があった施設の種別】

「特別養護老人ホーム」が11件、「有料老人ホーム」が5件、

「認知症対応型共同生活介護」が2件、「介護老人保健施設」、「訪問介護等」、

「小規模多機能型居宅介護等」がそれぞれ1件でした。

【虐待を行った者の職種】※複数回答

虐待を行った者のうち「介護職」が21人でした。

○虐待への対応

市町村において、施設等に対して調査を実施し、事実の確認を行った上で、施設等や従事者への指導や改善計画の提出依頼等を行いました。

2 養護者による高齢者虐待

相談・通報件数	虐待を受けたと判断された件数	被虐待高齢者数
420件	180件	183人

○『虐待を受けたと判断された件数』の内訳

【種別ごとの被虐待高齢者数】※複数回答

「身体的虐待」が105人、「心理的虐待」が65人、「介護等放棄」が32人、

「経済的虐待」が29人でした。

【被虐待高齢者から見た虐待者との関係】※複数回答

「息子」が79人、「夫」が49人、「娘」が34人、「妻」が10人、「孫」が3人、

「息子の配偶者」が3人、「兄弟姉妹」が2人、「娘の配偶者」が1人、「その他」が10人

でした。

○虐待への対応

市町村において、被虐待高齢者を虐待者から分離して施設で保護したり、養護者に対する助言等や介護保険サービスの利用等により、被虐待高齢者及び養護者の支援を行いました。

※高齢者虐待の状況等の詳細については、県介護サービス指導課ホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040800/koureisagyakutai/d00216441.html>)

3 県の取組

○高齢者虐待の防止に向けて、県民に対し普及啓発を行うとともに、高齢者虐待への対応を担う市町村職員等に対し、マニュアルの策定や研修を実施しています。

○養介護施設従事者等による虐待を防止するとともに、身体拘束適正化等、介護の質の向上を図るため、介護職員や看護師等の施設従事者等に対する研修を実施しています。

○介護保険法及び老人福祉法の観点から、県所管の養介護施設等の運営や体制等に問題があると認められる場合、指導・監査を行っています。

（連絡先）

福祉保健部 福祉保健政策局 介護サービス指導課

担当：西村・橋本

電話：073-441-2527（直通）

内線：2529